

特 記 仕 様 書

1. 適用

- (1) 本特記仕様書は、「福岡都市圏南部工場敷地内広場整備工事（以下「本工事」という。）」に適用する。本工事の履行に当たっては、設計図書及び本特記仕様書によるほか、以下の各号によるものとする。

- ① 土木工事共通仕様書・区画線設置工事共通仕様書（平成 28 年 4 月改定版）福岡県県土整備部
- ② 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）国土交通省
- ③ 遊具の安全に関する基準(社)日本公園施設業協会
- ④ 土木工事施工管理の手引き（平成 28 年 4 月改定版）福岡県県土整備部
- ⑤ 福岡県福祉のまちづくり条例
- ⑥ その他関連資料

2. 施工計画書

- (1) 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を組合監督員に提出し承認を得なければならない。
- (2) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を組合監督員に提出し承認を受けなければならない。
- (3) 施工計画書を提出した際、組合監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

3. 材料承認

- (1) 請負者は、本工事に使用する材料等の承認願を提出し、組合監督員の承諾を得なければならない。なお、使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS 規格及び JAS 規格表示のない材料及びその製造者等は、次の事項を満たすものとする。
- ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 - ③ 安定的な供給が可能であること。
 - ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。
 - ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
- (2) これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを組合監督員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、予め組合監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 商品名が記載された材料は、当該商品と同等以上のものを使用するものとし、同等品を使用する場合は、「材料承認願」を提出し組合監督員の承諾を受ける。

4. 工程表

- (1) 本工事においては、週間工程表（実施・予定）を週初めに、また、月間工程表を月初め

に提出しなければならない。

(2) 全体工程表の提出を組合監督員に求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

5. 工事現場における安全対策

請負者は、本工事を実施するに当たり、「工事現場における表示施設等の設置基準」に基づき、工事現場における安全対策を実施しなければならない。

6. 工事情報看板及び工事説明看板の設置

請負者は、本工事を実施するに当たり、「工事情報看板及び工事説明看板」を設置しなければならない。

7. 交通安全管理計画書の作成及び提出

(1) 請負者は、本工事を実施するに当たり「交通安全管理計画書」を作成し、組合監督員に提出しなければならない。なお、同計画書には以下に示す書類等を添付しなければならない。

① 安全対策平面図

② 緊急時連絡体制表

③ 道路使用許可証の写し（許可要件、指導事項等を含む。）

(2) 緊急性を要する工事等で組合監督員が認めるものについては、「交通管理計画書」の提出を省略できるものとする。

8. 近接工事

本工事がほかに発注する同一工事区域内の工事、又は工事区域が隣接する工事と工期が重複する場合で、同一業者が落札したときは契約締結後設計変更により共通仮設費、現場管理費、一般管理費を調整する。

9. 交通誘導警備員

(1) 本工事における交通誘導警備員は、原則として交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めたものについては、この限りではない。

資 格	資格条件
1・2 級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	・ 警備業法における指定講習を受講した者 ・ 警備業法における基本的教育及び業務別教育（警備業法第 2 条第 1 項第 2 号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が 1 年以上である者

- (2) 本工事における交通誘導警備員は、福岡都市圏南部工場敷地内出入口及び敷地内道路において施設使用者が安全に通行できるよう計上している。また、誘導員の変更について、交通管理者との協議の結果や、施工量の増減が生じた場合は別途協議するが、着工前から判断可能な現場条件等による変更増は行わない。

1 0. 遊具施設

- (1) 設置する遊具は、色彩等の細部で選択が必要なものは組合監督員と協議すること。
- (2) 遊具の安全領域を確保し、位置を決定すること。

1 1. 認定リサイクル製品

- (1) 本工事に使用する材料は、共通仕様書で定める材料の他に、福岡県リサイクル製品認定制度実施要項第7条の規定により認定した製品（以下「認定リサイクル製品」という。）が使用できる。
- (2) 本工事で使用する再生加熱アスファルト混合物、再生クラッシャーラン及び再生粒度調整碎石は、福岡県土木部が指定する認定リサイクル製品、又は福岡県県土整備部の承認施設で製造された製品を使用する。

1 2. 工事可能時間

本工事における工事可能時間は、基本的に昼間とする。なお、現場付近に家屋が隣接している箇所であることから、振動及び騒音対策を十分に行うこと。

1 3. 地下埋設物

本工事の着手に際しては、事前に敷地外の地下埋設物について関係機関と十分に協議を行うこと。

1 4. 通行車両及び歩行者の安全の確保

周辺道路及び工場敷地内出入口の一部については、工場運用時に地元協議のうえ通行規制を行っている路線があるため、資材等の搬出入経路は、組合監督員と十分に協議のうえ遵守すること。

1 5. 検査

- (1) 本工事における検査方法は、中間検査又は竣工検査にかかわらず現地検査と書類検査とする。ただし、中間検査では検査対象となる仮設及び構造物に関する内容のみが検査対象となる。
- (2) 中間検査前に埋設されて確認が出来なくなるような場合は、段階検査を実施する。請負者においては、適切な時期に段階確認願を提出し、工種ごとに組合監督員による検査を受けなければならない。
- (3) 請負者は工期内に竣工検査を受けられるように努めなければならない。
- (4) 工事完了後の瑕疵担保期間中に検査員から検査の依頼（年1回程度）があった場合は、検査の方法や日時等を組合監督員と協議し、瑕疵担保検査を行うものとする。
- (5) 上記の検査にかかる費用は全て請負者の負担とする。

1 6. 契約変更

- (1) 本工事に関連して隣接地権者及び関係機関との協議により工種や施工方法の変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。
- (2) その他工事に際し必要となった工種についても協議の上、契約変更の対象とする。
- (3) 設計図に記載された事項は、本特記仕様書より優先するものとする。

1 7. 各種届出

建築工事については、建築確認申請に必要な書類を作成のうえ、関係機関に許可申請を行うこと。

1 8. 工事説明会

本工事に関連して着工前に地元への説明会を行うため、請負者は説明会に出席し、必要書類を作成のうえ工事概要等について説明を行うものとする。

1 9. その他

- (1) 本工事は福岡都市圏南部工場を運用しながら工事に当たるため、ごみ搬入に支障がないように施工計画を立て、作業を実施しなければならない。
- (2) 本工事は、関連工事として給排水設備工事、電気設備工事、造園工事との調整を要する。
- (3) 関連工事の給排水設備工事及び電気設備工事の掘削作業については、福岡都市圏南部環境事業組合施設課設備係と協議のうえ、本工事において行うこと。
- (4) 組合監督員の指示事項は、本特記仕様書より優先するものとする。